

電気需給約款

(低圧用)

東北エリア

株式会社東名

目次

I 総則	3
1. 適用	3
2. 電気需給約款の変更	3
3. 定義	4
4. 単位及び端数処理	5
5. 実施細目等	5
II 契約の申込み	5
6. 申込み	5
7. 契約の要件	5
8. 電気需給契約書の作成	5
9. 契約期間	6
10. 電気需給契約の単位	6
11. 供給の開始	6
12. 供給の単位	6
13. 承諾の限界	7
III 契約種別及び料金	7
14. 契約種別	7
15. 料金等	7
16. 料金修正の個別協議	7
IV 料金の算定及び支払い	7
17. 料金の適用開始の時期	7
18. 検針日	8
19. 料金の算定期間	8
20. 使用電力量の計量	8
21. 料金の算定	8
22. 料金の支払義務ならびに支払期日及び支払期限	9
23. 料金その他の支払方法	9
24. 請求書等の発行.....	9
25. 債権譲渡.....	10
26. 延滞利息.....	10
27. 保証金	10
28. 割引特約	10
V 使用及び供給	12
29. 適正契約の保持	12
30. 需要場所への立入りによる業務の実施	12
31. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	12
32. 供給の停止	12
33. 供給停止の解除	12
34. 供給停止期間中の料金	12
35. 違約金	12
36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
37. 制限または中止の料金割引	13
38. 損害賠償の免責	13
39. 設備の賠償	13
VI 契約の変更及び終了	14

40. 電気需給契約の変更	14
41. 名義の変更	14
42. 電気需給契約の終了	14
43. 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にもなう料金及び工事費の精算	14
44. 解約等	15
45. 電気需給契約終了後の債権債務関係	15
VII 工事及び工事費の負担金	15
46. 供給地点及び施設	15
47. 計量器等の取付け	15
48. 電流制限器等の取付け	16
49. 供給設備の工事費負担金	16
50. 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け	16
VIII 保安	16
51. 保安の責任	17
52. 調査に対するお客さまの協力	17
53. 保安等に対するお客さまの協力	17
IX その他	17
54. 権利・義務の譲渡等の禁止	17
55. 反社会的勢力の排除.....	17
56. 守秘義務.....	17
57. 管轄裁判所	18
58. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置	18
59. 本需給約款の実施期日	18

I 総則

1. 適用

- (1) 当社が、一般の低圧(3(定義)にて定義します。)需要に応じて、電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として、所轄の一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます。)の託送供給等約款(以下「託送約款」といいます。)に定める託送供給により、低圧にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下「本需給約款」といいます。)によります。
- (2) 本需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。
 - 北海道電力送配電地域：北海道
 - 東北電力送配電地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県および新潟県
 - 東京電力送配電地域：栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)
 - 中部電力送配電地域：長野県、愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。))および静岡県(富士川以西)
 - 北陸電力送配電地域：富山県、石川県、福井県(一部を除きます。))および岐阜県の一部
 - 関西電力送配電地域：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
 - 中国電力送配電地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
 - 四国電力送配電地域：徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。))および愛媛県(一部を除きます。))
 - 九州電力送配電地域：福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県および鹿児島県。

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合には、当社は契約期間内であっても本需給約款を変更することがあります。この場合、本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 当社は、本需給約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。変更後の電気需給約款は、当社のウェブサイトに掲載その他の方法を実施することで変更を実施した日に効力を生ずるものとするについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (3) 本需給約款を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く)において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことに、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 本需給約款を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売この実質的な変更を伴わないもの)において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとするに、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、以下に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(14) 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(15) 付帯サービス

当社もしくは当社が提携または委託する会社により、ご提供させていただく各種サービスをいい、詳細については、当社のウェブサイトに掲載その他の方法によりご案内するものをいいます。また、当社が提携または委託する会社によるサービス提供の場合の提供条件は、当社もしくは当該提携または委託会社が定めるものとします。

(16) オプションメニュー

当社もしくは当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(17) 割引特約

電気需給契約に付帯する割引等の特約をいいます。

(18) 夏季、その他季

夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。その他季は、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) 需要場所

需要場所は、電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定まる、当社が電気を供給するお客さまの需要地点で、一般送配電事業者が託送約款に定めるところによるものといたします。

(20) 電子ブレーカー

電子ブレーカーとは、熱伝導式ではなく、電流値をデジタル数値で感知する装置をいい、急激な電流が流れても瞬時に電力を遮断せず、電流の強さと時間を監視し、規定時間以内であればブレーカーが落ちないようにする仕組みを持つ機器等を総称していいます。

4. 単位及び端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。
- (5) 低圧で供給する場合で、14(契約種別)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット(kW)以下となるときは、契約電力を0.5キロワット(kW)といたします。

5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6. 申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款等における需

要者にかかわる事項及び系統連系技術要件を遵守していただきます。

8. 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。ただし、当社ウェブサイトの電力専用ポータルからお申込みいただいた場合は、特別な事情がある場合を除き、電気需給契約書を作成しないものといたします。

9. 契約期間

- (1) 電気需給契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降3年目の日までといたします。
- (2) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。

10. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1電気需給契約には、お客さまが選択した1電気料金プランを適用するものとします。

11. 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、供給準備その他必要な手続きを経た後に到来する検針日を供給開始日として、電気を供給いたします。必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定める場合があります。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1電気需給契約につき1供給電気方式1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2以上の電気需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合。
- (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む。他の電気需給契約の料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別及び料金

14. 契約種別

契約種別に関する詳細事項は、電気料金プラン定義書にて定めます。

15. 料金等

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は該当する別表2(1.電源調達調整費の適用)によって算定された燃料費調整額ならびに調達調整費を差し引き、もしくは燃料費調整額ならびに調達調整費を加えたものからなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。
- (2) 契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法によりお客さまに料金等をお知らせし、当社の電気料金を改定するものといたします。

16. 料金修正の個別協議

お客さままたは当社に次の各号の不利益や事情変更が生じた場合には、電気需給契約に定められた料金ならびに供給条件を適当な水準に修正するため、当社と個別協議をしていただきます。

なお、協議が不調のままに推移した場合は、電気需給契約は協議開始日から2月を経過した時をもって終了する場合があります。

- (1) 当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等をいいます。)により、お客さまとの取引収支が逼迫する場合において、当社が協議を申し出たとき。
- (2) お客さまの電気使用状況が電気需給契約成立時から乖離した場合、お客さまが電気需給契約の締結に先だって当社に提出したお客さまの過去1年間の電気需要実績とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出たとき。

Ⅳ 料金の算定及び支払い

17. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

18. 検針日

- (1) 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行なったものとします。

19. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合は、(1)にかかわらず、前月の記録型計量器により計量する日(以下「計量日」といいます。)から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

20. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(電気需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知)があった後、すみやかにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始または電気需給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表6(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には供給開始日および再開日を含み、停止日および

終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22. 料金の支払義務ならびに支払期日及び支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 原則として検針日といたします。ただし、20(使用電力量等の計量)(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) 当社は、前月の1日から同月の末日までに基準(基本)検針日を迎えたお客様に対して、お客様から当社に支払われるべき月ごとの請求を、あらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法により、当月月末(以下、「請求日」といいます。)に行います。なお、月末が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- (3) 支払期日は請求を行った月の翌月末日といたします。なお、請求を行った月の翌月末日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。また、お客様が電気需給契約を解約した場合の、前回の計量日から解約日までの電気料金の支払期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先またはクレジット会社が指定する日とします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については、当社の指定する、口座振替、コンビニ支払、クレジットカードのいずれかの方法から、お客様の選択によりお支払頂けます。但し、支払に伴う費用は、お客様の負担と致します。
- (2) 料金は、お客様が指定した金融機関口座からの引き落とし、コンビニ支払、またはクレジット会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、お客様の当社に対する支払いが完了したものといたします。
- (3) 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対してお客様の信用確認をおこないます。
- (4) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客様にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。また信用確認の取れなかった該当請求料金は当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) 工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客様の負担といたします。
- (6) 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (7) 当社は、(1)にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人(以下「弁護士等」といいます。)または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、弁護士等または債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、弁護士等または債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

24. 請求書等の発行

- (1) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したWEBサイト(請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。)に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客様へのご請求を行ったものといたします。
- (2) お客様が支払方法として口座振替を選択された場合かつお客様からのお申出があつた場合は、お客様に係る

請求書、完済証明書および支払証明書を書面にて発行いたします。

なお、クレジットカードを選択された場合は、契約されているクレジットカード会社の規定によるものとします。

25. 債権譲渡

当社は、支払方法として口座振替、コンビニ支払を選択されたお客さまの電気料金を、当社指定の金融機関に債権譲渡し、お客さまは当該債権譲渡について、異議なくご承諾いただけるものとします。

26. 延滞利息

- (1) お客さまが、料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

27. 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは供給の停止後の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。お客さまが32(供給の停止)(3)イからへのいずれかに該当する場合、本契約に基づく債務に関して期限の利益を放棄するものといたします。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

28. 割引特約

- (1) 割引種別、適用条件および割引額に関する詳細事項は、電気料金プラン定義書にて定めます。
- (2) 割引の適用開始日は、お客さまが電気料金プラン定義書に定める適用条件を満たしたのちに到来する電気の検針日または計量日とします。
- (3) 割引の適用廃止日は、次のとおりとします。
 - イ 電気需給契約の終了または解約の場合、電気需給契約の終了または解約の場合、割引の適用廃止日は、割引の適用廃止日は、電気需給契約の電気需給契約の終了日または解約または解約日の前日の前日とします。
 - ロ お客さまが電気料金種別定義書に定める適用条件を満たさなくなった場合、割引のお客さまが電気料金種別定義書に定める適用条件を満たさなくなった場合、割引の適用廃止日は、割引の適用廃止日は、当該事由当該事由発生日ののちに到来する発生日ののちに到来する電気の検針電気の検針日または計量日または計量日の前日の前日とします。

V 使用及び供給

29. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものにさせていただきます。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 32(供給の停止)、42(電気需給契約の終了)(2)又は44(解約等)により必要な処置
- (5) その他本需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務又は当社及び一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

31. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、又は当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- ホ その他上記イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。

32. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その他の設備を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事

業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の7日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金の支払期日を経過し、なお支払われない場合

ロ お客さまが本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算及びこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ハ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ニ お客さまが 44(解約等)による通知をされないで、需要場所から移転された場合

ホ お客さまが電気需給契約終了後においても電気を使用した場合(その理由の如何は問いません)

ヘ その他、電気需給契約に基づく電気の供給を停止すべきと当社が判断した場合

(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 30(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ 31(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

ホ お客さまが、電子ブレーカー等の利用により使用状況や負荷率が契約時から乖離した場合

ヘ その他お客さまが本需給約款に反した場合。

(5) 当社がお客さまに 29(適正契約の保持)に定める適正契約への変更及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

(6) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

33. 供給停止の解除

32(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

34. 供給停止期間中の料金

32(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

35. 違約金

(1) お客さまが32(供給の停止)(4)ロに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

- (2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。

36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

37. 制限または中止の料金割引

当社は、36(供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止していただいた場合に、その期間中についても、原則として、料金の減額を行いません。

38. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、それが当社の責に帰することのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 36(供給の中止又は使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰することのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 32(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、又は44(解約等)によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰することのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。
- (7) 当社は、無償で提供する付帯サービスについて、付帯サービスの利用により発生したお客さまの損害、および付帯サービスを利用できなかったことにより発生したお客さまの損害など、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

39. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合

修理費

- (2) 紛失又は修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

40. 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、契約種別、契約電流、契約容量、契約電圧等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本需給約款を変更いたします。

41. 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

42. 電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、終了期日の15営業日前までに当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまの本人確認を行ったうえ、お客さまから通知された終了期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行います。
- (2) 電気需給契約は、44(解約等)に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
- イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。
 - ロ 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

43. 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にともなう料金及び工事費の精算

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる料金および工事等の費用負担を求められた場合には、お客さまはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。
- イ お客さまが新たに電気の使用を開始または電気料金プランを変更する場合
 - ロ お客さまが新たに電気の使用を開始または電気料金プランを変更するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
 - ハ 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ニ お客さまが、契約容量を新たに設定し、または増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、ま

たは契約容量を減少しようとする場合

ホ その他お客さまの都合にもとづく場合

- (2) お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として 工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。
- (3) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

44. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

- (1) 32供給の停止によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、42(電気需給契約の終了)(1)による通知をされずに、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- (4) 支払期日を15日経過してもお客さまが他の電気需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払わない場合
- (5) 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
- (6) お客さまが、毎月の料金の支払いを、23(料金その他の支払方法)に違反した場合
- (7) お客さまがその他本需給約款に違反した場合

45. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事及び工事費の負担金

46. 供給地点及び施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、原則として需要場所内の地点とし、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等送配電事業者に支払っていただく金額を除き、送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備(お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

47. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)及び区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に依じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録さ

れた電力量計の値等を伝送するために当社及び一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、又はお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付け及び取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

48. 電流制限器等の取付け

- (1) 電気の供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

49. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

50. 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

VIII 保安

51. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

52. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

53. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その供給場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他

54. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による当社の承諾を得た場合を除き、電気需給契約に関する権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

55. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、相手方に対して、自ら暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。お客さま及び当社は、相手方が前項に違反し、または相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなしに電気需給契約を解除することができるものとします。
 - イ 相手方または相手方の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。
 - ロ 相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき。
- (2) お客さままたは当社が前項に基づき電気需給契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対して請求できるものとします。

56. 守秘義務

お客さま及び当社は、電気需給契約(電気需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含む)の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、電気需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関連して一般送配電

事業者が開示が必要な情報、及び法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものとします。

57. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については名古屋地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

58. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

59. 本需給約款の実施期日

本需給約款は2020年4月1日より実施するものとします。